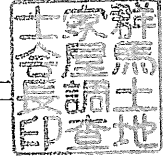


群調発第282号  
令和元年9月24日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会  
会長 佐藤 栄 二



## 前橋地方法務局からの要望事項について

初秋の候、会員の皆様にはご壮健にて業務にご精励のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では登記申請業務の適正化・事務処理の迅速化等を図るため、定期的  
に前橋地方法務局（以下法務局）と打ち合わせ会議を行っております。

この中で、法務局より事務処理の迅速化のために法第93条不動産調査報告書の記  
載方法についての要望がありました。内容は下記のとおりです。

### 記

#### 1 法93条不動産調査報告書に関して

- 1) 固定（定型）文字として表示されている箇所の変更修正を行わない。
- 2) 近傍に基本三角点等（公共基準点）がない場合の記入方法。

#### 2 申請書類全般に関して

- 1) 補正が多いので申請前に今一度申請書類の見直しをお願いしたい。
- 2) 補正期間については告知の日を含め3日間以内で補正を完了してほしい。

上記詳細は、別紙を参照して下さい。

(別紙)

## 1 法93条不動産調査報告書に関して

1) 固定(定型)文字として表示されている箇所の変更修正を行わない。

例 (03)の所有権登記名義人等の本人確認方法について。

運転免許証 個人番号カード 面識あり その他( )

※本人確認をどのようにしたかであり事実を記入する。

上記の場合、本人確認を「運転免許証」「個人番号カード」「面識あり」以外の場合はすべて「その他の項目」に記入する。

※運転免許証の字句を別の文字に替えない。

2) 近傍に基本三角点等(公共基準点)がない場合の記入方法。

(09)筆界位置の計測欄の記入及び写真の貼付。

近傍に基本三角点等(公共基準点)がない場合は、「基本三角点等に基づく測量ができない理由欄」へその旨を記載する。この場合、恒久的地物の記載が必要になるが「恒久的地物」欄へ詳細を記入する。

また、補助基準点を含む恒久的地物の写真を添付する。

恒久的地物については、金属鈿の設置もあると思いますが、この場合はコンクリート製の強固なものに設置し、アスファルト舗装等の強固でない場所には設置しない。

※地積測量図にも恒久的地物の位置を明示する。

## 2 申請書類全般に関して

最近補正が多いとのことであり、比較的簡易な補正が多いことから申請前に今一度申請書類の見直しをお願いします。

また、補正期間は補正告知の日を含め、3日以内をお願いします。

以上の要望につきまして、登記申請事務処理の迅速化のためにもご協力願います。